

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成19年11月8日(2007.11.8)

【公開番号】特開2002-161937(P2002-161937A)

【公開日】平成14年6月7日(2002.6.7)

【出願番号】特願2000-356729(P2000-356729)

【国際特許分類】

<b>F 1 6 F</b>	<b>9/44</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>B 6 2 K</b>	<b>25/08</b>	<b>(2006.01)</b>
<b>F 1 6 F</b>	<b>9/32</b>	<b>(2006.01)</b>

【F I】

F 1 6 F	9/44	
B 6 2 K	25/08	C
F 1 6 F	9/32	C

【手続補正書】

【提出日】平成19年9月26日(2007.9.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】摺動自在に嵌合する車体側チューブと車輪側チューブの間に懸架スプリングを介装し、

前記車体側チューブの上端部にキャップの円筒部を挿着し、

前記キャップの蓋部にアジャスターを回転可能に挿入し、

前記キャップの円筒部の内周に軸方向に沿う係合部を設け、

前記アジャスターの外周に前記キャップの係合部との間で回り止められるスライダーを螺合し、

前記スライダーにて前記懸架スプリングの上端を支持したフロントフォークのばね荷重調整装置において、

前記懸架スプリングの上端は筒状のスプリングカラーを介して前記スライダーに支持され、

前記スライダーは、1枚の板材から、前記スプリングカラーを支持する円板部と、前記円板部の外周に設けられて前記キャップの係合部に係合する係止部と、前記円板部の内周に設けられて前記アジャスターの外周に螺合するねじ部とを一体に成形したものからなることを特徴とするフロントフォークのばね荷重調整装置。

【請求項2】前記スライダーの円板部になる円い板材の中心部をプレス加工により軸方向に絞って前記円筒部を成形するとともに、該板材の外周の一部を打ち抜いて前記係止部を成形することにより、前記スライダーの円板部と、円筒部と、係止部をプレス加工により一体に成形した請求項1に記載のフロントフォークのばね荷重調整装置。

【請求項3】前記スプリングカラーをガラス纖維強化樹脂から形成した請求項1又は2に記載のフロントフォークのばね荷重調整装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0005】****【課題を解決するための手段】**

請求項1の発明は、摺動自在に嵌合する車体側チューブと車輪側チューブの間に懸架スプリングを介装し、前記車体側チューブの上端部にキャップの円筒部を挿着し、前記キャップの蓋部にアジャスターを回転可能に挿入し、前記キャップの円筒部の内周に軸方向に沿う係合部を設け、前記アジャスターの外周に前記キャップの係合部との間で回り止めされるスライダーを螺合し、前記スライダーにて前記懸架スプリングの上端を支持したフロントフォークのばね荷重調整装置において、前記懸架スプリングの上端は筒状のスプリングカラーを介して前記スライダーに支持され、前記スライダーは、1枚の板材から、前記スプリングカラーを支持する円板部と、前記円板部の外周に設けられて前記キャップの係合部に係合する係止部と、前記円板部の内周に設けられて前記アジャスターの外周に螺合するねじ部とを一体に成形したものからなるようにしたものである。

**【手続補正3】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0008****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0008】****【作用】**

請求項1の発明によれば下記(a)、(b)の作用がある。

(a)スライダーを1枚の板材から、板状の円板部と、ねじ部と、係止部を一体に成形した1つの部品から形成したから、軽量化できる。

**【手続補正4】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0009****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0009】**

(b)スライダーをキャップに対し回り止めする構造を、キャップの係合部と、スライダーに一体に形成した係止部との係合により構成したから、別途回り止めピンや回り止めキーを組込む必要がなく、部品点数を削減できる。

**【手続補正5】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0010****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0010】**

請求項2の発明によれば下記(c)の作用がある。

(c)スライダーが板材のプレス加工により成形されるから、加工コストをコストダウンできる。

**【手続補正6】****【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0011****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0011】**

請求項3の発明によれば下記(d)の作用がある。

(d)スプリングカラーがガラス纖維強化樹脂から形成されるから、軽量化できる。